

農業経営の参考に！

令和7年度版

三戸町農業経営支援策ガイドブック
～これからの農業経営の参考に～

三戸町農林課
令和7年4月作成

☎ 農林課 20-1155

農業委員会 20-1156

はじめに

本ガイドブックは、三戸町が行う単独事業を中心に、国庫補助事業、青森県補助事業の一部を掲載しております。

国、県補助事業の詳細は、それぞれのホームページをご覧ください。

目 次

農地の貸借について	2
農地の集積・集約化について	2
新たに農業を始める方について	4
経営継承の支援について	5
認定農業者について	5
農業用機械・施設の整備について	6
農業経営安定化について	9
森林関係事業について	9
畜産関係事業について	9
その他事業について	10
各種の制度資金について	11
農業者への税制支援（一覧）	14

【農地の貸借について】

農業委員会

【支援内容】

信頼できる農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」が、農地の出し手（貸したい人）から借り受けて、受け手（借りたい人）に貸し付けるので、安心して農地の貸借ができます。

【特徴】

- ・出し手農家と個別に交渉する必要はなく、農地中間管理機構と相談することで農地が借りられます。
- ・農地中間管理機構が担い手の使いやすい形にまとめて貸し付けるので、農作業の効率化による生産性の向上を図ることができます。
- ・借受者は、各都道府県の農地中間管理機構の公募に応募した者から、都道府県知事の認可を得た公正・適正な「貸付ルール」に基づき決定されます。
- ・農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域や出しての皆さんへの支援があります。

【注意】

農地の売買、貸し借りは、農業委員会の許可が必要です。許可を得ないで取得した農地は、補助事業を行う際に、対象面積として参入できないなど、不利になることがあります。また、相続時に、誰から借りている、貸しているかわからないなど、トラブルの原因となります。農地の売買、貸し借りなどの移動を行う際は、必ず農業委員会に届け出してください。

【農地の集積・集約化について】

農業委員会

【支援内容】

1. 地域集積協力金

地域の話し合いにより、地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる機関を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む「地域」に交付されます。

(交付要件)

交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること。

同一の耕作者が耕作する団地面積が10%以上増加すること。

農地バンクへの貸付総面積のうち、1割以上を1ha（中山間地域は0.5ha）の団地として貸し付けること。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

2. 集約化奨励金

地域の話し合いにより、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により農地の集約化に取り組む「地域」に交付されます。

(交付要件)

次のいずれかを満たすこと。

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上（中山間地及び樹園地については 0.5ha 以上）の団地面積が 10 ポイント（区分2の場合は 20 ポイント）以上増加すること
- ・上記の団地面積の割合が 30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地または独立する 1 筆のほ場の 1 箇所当たりの平均面積が 1.5 倍以上となること。

	地域の団地面積の割合	交付単価
区分1	10 ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	20 ポイント以上増加	3.0万円/10a
	既に 30%以上の地域は 1 団地当たりの平均面積が 1.5 倍以上	

【新たに農業を始める方について】

農林課

認定新規就農者になりましょう！

青年等就農計画を作成し、町に計画の認定を申請します。計画の認定を受けた方を認定新規就農者といいます。

※ 青年等就農計画の対象者

- ・ 三戸町で新たに農業経営を営もうとする49歳以下で独立・自営就農するもの
- ・ 農業経営を開始してから一定期間（5年以内）のもので認定農業者を除く

青年等就農計画認定者のメリット

- 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）
- 青年等就農資金（無利子融資）
- 三戸町農業レベルアップ事業（三戸町独自事業）

○新規就農者育成総合対策について

1 経営発展支援事業

【支援内容】 機械・施設・家畜の導入、果樹改植、リース料等に要する経費を補助

【支援額】 補助対象事業費上限 1,000 万円

※経営開始資金と併用する場合は、上限 500 万円

【補助率】 3 / 4 以内

【交付対象】 認定新規就農者（就農時 49 歳以下）

2 経営開始資金

【支援内容】 新たに農業経営を開始するものに対して、資金を交付します。

【支援額】 年間最大 150 万円、最長 3 年間

【補助率】 10 / 10

【交付対象】 認定新規就農者（就農時 49 歳以下）

【経営継承の支援について】

農林課

地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に要する経費を国と一体となって支援します。

1 経営継承・発展等支援事業（国事業）

中心経営体等である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の委譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下の要件を満たした者

- ① 経営発展計画を策定していること
- ② 後継者の名義で税務申告等を行っていること
- ③ 青色申告者であること
- ④ 家族経営協定を締結していること（後継者が家族農業経営の場合）等

【支援内容】

- 補助上限額：100万円
- 補助率10／10

【認定農業者について】

農林課

農業経営者が経営発展を図るため、5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくか記載する「農業経営改善計画」を作成し、市町村等の認定を受けることで各種の支援を受けられます。

- ※ 農業経営改善計画の作成は農業者が作成することとなります。
- ※ 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成した、地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を基本に農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度

農業経営改善計画とは？

経営内容（下記の項目等）について現状と5年後の目標を記載してもらいます。

- (1) 経営規模の拡大に関する目標
(作付面積、飼養頭数、作業受託面積等)
- (2) 生産方式の合理化の目標
(機械、施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入)
- (3) 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳、パソコン管理等）
- (4) 農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入等）

認定農業者のメリット

◆融資

- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ・農業近代化資金

◆経営所得安定対策

- ・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

◆税制

- ・農業経営基盤強化準備金制度

◆農業者年金の保険料支援

- ・青色申告を行う認定農業者は、保険料の助成措置を受けることができます。

【農業用機械・施設の整備について】

農林課

産地生産基盤パワーアップ事業（国事業）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。

【対象】

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体等

【支援内容】

1 整備事業（補助率1/2以内等）

乾燥調整施設・穀類乾燥調整貯蔵施設・集出荷貯蔵施設・農産物処理加工施設・生産技術高度化施設等（低コスト耐候性ハウス等）の整備

2 生産支援・効果増進事業（補助率1/2以内、果樹の改植は定額等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入
- ③ 果樹の競争力ある品種について、同一品種での改植等

【実施要件】

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産の10%以上の向上等）を満たしていること。
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること。

青森県野菜等産地強化総合対策事業（県事業）

野菜等産地の所得向上と産地の強化を図るため、省力機械及び設備の導入や、施設園芸新規取組者に対するパイプハウスの導入を支援

- 1 省力化型（1件の取得価格が50万円以上の機械及び装置に限る）
労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等に向けて実施する機械・設備の導入
例) 植付機、収穫機、管理機、ハウス自動開閉装置、自動かん水装置等
- 2 施設園芸型（施設園芸新規取組者で新規取組面積3a以上）
 耐雪型ハウス等の導入
- 3 高温対策型（1件の取得価格が20万円以上の資材・機材に限る）
 遮光資材、機能性フィルム、LEDランプ等の導入

【補助率】補助対象経費の1及び2は1／4、3は1／3以内の額

特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県事業）

特産果樹の導入促進や高品質により安全・安心な特産果実の生産拡大の推進を図るため、特産果樹の導入に係る生産基盤の整備や、雨よけハウス等の生産高度化施設の整備、簡易選果機等の集出荷機械施設の整備に要する経費について支援。

- 1 特産果樹導入型（新植に限る）
 生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入

【補助率】

事業に要する経費の4分の1に相当する額以内の額

- 2 特産果樹生産性向上型
 生産高度化施設の整備 雨よけハウス
 集出荷機会施設の整備 簡易選果機

【補助率】

事業に要する経費の3分の1に相当する額以内の額

- 3 特産果樹品質向上型
 品質向上施設の整備
 - ① 低コスト簡易ハウス
 - ② 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスの後付けに限る）

【補助率】

事業に要する経費の3分の1に相当する額以内の額

三戸町農業レベルアップ事業（三戸町独自事業）

認定農業者などが農業所得の向上を目的とした設備、機械の購入や、視察、即売会の実施などを幅広く支援します。

【事業内容】

- ・高品質化事業
- ・高付加価値化事業
- ・生産コスト低減事業
- ・出荷流通コスト低減事業
- ・新規作物導入事業
- ・販売力強化事業

【交付額】 補助対象経費の1／3以内（上限10万円）。

【募集期間】 随時（予算額を超えた場合、募集停止となります。）

三戸町果樹生産省力化事業（三戸町独自事業）

果樹生産において、労働力の省力化を目的として整備する、設備、機械の購入などを幅広く支援します。

【事業内容】

- ・電動剪定ばさみや肥料散布機械（アタッチメント）等の労働力の省力化を図る機械

【交付額】 補助対象経費の1／3以内（上限3万円）。

【募集期間】 随時（予算額を超えた場合、募集停止となります。）

果樹経営支援対策事業及び果樹先導支援事業（国庫補助事業）

① 概要 果樹の優良品種への改植や、園地整備を支援します。

② 交付額

- ・改植（りんご） 普通樹17万円／10a
わい化33万円／10a
超高密植73万円／10a を交付します。

- ・未収益支援 改植・新植を行った園地に対し、
22万円／10a を交付します。

- ・園地整備 園内道の新設、防風網の新設などへ、
経費の1／2以内を交付します。

- ・廃園 りんご等の廃園（伐採、抜根、整地）へ
8万円／10a を交付します。

③ 募集期間 令和6年春植えの改植は6月上旬まで他は随時

【農業経営安定化について】

農林課

生分解マルチ導入支援事業（三戸町独自事業）

- ① 概要 農業労働力の省力とプラスチックの減量化を図るために露地野菜で使用する生分解マルチの導入費用に対し支援します。
- ② 交付額 購入費用の1／3以内を交付します。

【森林関係事業について】

農林課

木の駅プロジェクト事業（三戸町独自事業）

- ① 概要 町内の山林で切り捨てられている林地残材などを2mないし1mに切って指定の場所に出荷。出荷した木の代金は三戸町地域通貨「もり券」に換金し町内各店舗で使用できます。
- ② 出荷場所 旧わかば児童館の園庭・大舌交流センター前
- ③ 運営主体 三戸町木の駅運営委員会
- ④ 会員募集 隨時（出荷するには三戸町木の駅会員に加入していただきます）

【畜産関係事業について】

農林課

優良肉用牛導入事業（継続 終了時期未定）

- ① 概要 生産性の高い肉用牛群の増頭を目的とした肉用繁殖雌牛の導入を支援します。
- ② 交付額 肉用繁殖雌牛を5年間貸付（上限60万）
- ③ 募集期間 隨時（年間貸付予定頭数を越えた場合、募集停止となります。）

【有害鳥獣関係事業について】

農林課

鳥獣対策総合事業（継続）

- ① 概要 有害鳥獣による農作物被害の防止を目的とした、捕獲わな及び侵入防止柵の整備を支援します。
- ② 交付額 経費の1／3以内（上限あり）を交付します。
- ③ 募集期間 隨時（予算額を超えた場合、募集停止となります。）

※その他、狩猟免許・銃砲所持許可申請にかかる費用の助成制度あり

【その他事業について】

農林課

薪ストーブ購入設置事業（三戸町独自事業）

- | | |
|---------|--|
| ① 概要 | 薪ストーブの活用を推奨することで森林資源の循環、効率的利用を図るとともに、燃料費高騰対策として薪ストーブ設置をする者に対する支援 |
| ② 補助対象 | 日常的に使用する暖房設備で二次燃焼構造を有する薪ストーブ |
| ③ 対象経費 | 購入経費・設置するために必要な配送料及び取付施工費 |
| ④ 事業対象者 | 町内で薪ストーブを設置する者（町民、町内団体、町内法人） |
| ⑤ 補助額 | 対象経費の1／3以内（上限15万円） |

木箱購入等補助事業（三戸町独自事業）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 概要 | 果樹の出荷等に使用する木箱（材料含む）の購入費用に対する支援 |
| ② 補助対象 | 未使用の木箱及び木箱を作成する原材料 |
| ③ 事業対象者 | 町内で果樹等を生産販売している農家 |
| ⑤ 補助額 | 購入額の1／3以内 |

【各種の制度資金について】

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

借入対象者	認定農業者	
資金の使い みち	農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般	
	農地	取得・造成、改良
	施設・機械	農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設
	果樹・家畜等	購入費、新植、改植費用のほか育成費
	その他の経費	規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費
	経営の安定化	負債の整理（制度資金は除く）
	法人への出資金	個人が法人に参加するために必要な出資金
融資条件	返済期間	25年（うち据置期間10年）以内
	限度額	個人 3億円（複数部門経営等は6億円） 法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）
	利率 (R6.2.20現在)	一般：0.50～1.10% 特例：0% (公益財団法人農林水産長期金融協会より、貸付実行日から5年後の応当日の前日まで利子助成を受けた場合)
その他	融資機関	日本政策金融公庫
	利用方法	借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類を提出

農業近代化資金

借入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者・認定新規農業者 ・農業所得が総所得の過半を占めているまたは農業総収益が200万円以上あることなどの条件を満たす農業者、 ・上記農業者の経営主以外の農業者（配偶者・後継者等） ・一定の基準を満たす任意団体 		
資金の使い みち	畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金		
	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金		
	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金		
	長期運転資金		
融資条件	返済期間	認定農業者	原則15年以内／うち据置7年以内
		認定農業者以外の農業者	原則15年以内／うち据置3年以内

		認定新規就農者が 認定青年等就農計 画に従って就農す る場合	原則 17 年以内／うち据置 5 年以内
	限度額	個人 1,800 万円 法人・団体 2 億円	
	利率 (R6.2.20 現在)	1.10% 認定農業者に対する特例：借入期間に応じて 0.60%～0.85%	
その他	融資機関	農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合	
	利用方法	借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協・銀行等）に必要書類を提出	

経営体育成強化資金

借入対象者	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金又は経営改善計画を融資機関に提出された方（主に認定農業者以外の方）		
資金の使い みち	経営改善資金又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金 前向き投資 農地 取得のほか、改良、造成も対象 施設・機械 農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械など 果樹・家畜等 購入費、新植、改植費用のほか育成費 利用料の一括支 払い 農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い 償還負担の軽減 再建設備 農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債（制度資金等を除く）の整理に必要な資金 償還円滑化 概住借入金等の負債（制度資金、土地改良事業負担金など）に係る支払の負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払に必要な資金		
融資条件	返済期間	25 年以内／うち据置 3 年以内	
	限度額	1～3 の範囲内でかつその合計額が個人 1 億 5,000 万円、法人・団体 5 億円以内 1. 前向き投資 負担額の 80% 2. 再建整備 個人 1,000 万円（特認 1,750 万円、特定 2,500 万円） 法人 4,000 万円 3. 債還円滑化 経営改善計画期間中の 5 年間（特認の場合 10 年間）において支払われる概住借入金等に係る負債の隔年の支払金の合計額に相当する額	

	利率 (R6. 6. 20 現在)	1. 10%
その他	融資機関	日本政策金融公庫
	利用方法	借入希望者は、最寄りの日本政策金融公庫に必要書類を提出

農業改良資金（農業者向け）

借入対象者	①農林漁業バイオ燃料法認定を受けた農業者等 ②米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等 ③六次産業化法の認定を受けた農業者等 ④みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等	
資金の使い みち	農業改良措置に関する計画の実施に必要な次の資金	
	施設・機械	農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設
	家畜・果樹等	家畜の購入費・果樹の新植、改植費用のほかそれぞれの育成費
	農地の利用 権の取得等	農地の利用権や農業用施設・機械の賃借料などの一括支払い
	品質の転換 や特別の費 用	品種の転換や営業権の取得、研究開発に必要な資金など
	需要の開拓	需要を開拓するための調査費用、通信・情報処理機材の取得など
融資条件	その他の経 営費	農業改良措置の導入に必要な資材費、雇用労賃などの初度的な経営費
	返済期間	12年以内／うち据置3～5年以内
	限度額	個人5,000万円 法人・団体1億5,000万円
	利率	無利子
	融資機関	日本政策金融公庫
	利用方法	借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）又は都道府県に必要書類を提出

青年等就農資金

借入対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	
資金の使い みち	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
施設・機械	農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設も対象	
	果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹の新植、改植費のほか、それぞれの育成費
	借地料などの一 括支払	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなど

	その他の経費	経営開始に伴って必要となる資材費など
融資条件	返済期間	17年以内（うち据置期間5年）
	限度額	3,700万円（特認1億円）
	利率	無利子
その他	融資機関	日本政策金融公庫
	利用方法	借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類を提出

【農業者への税制支援（一覧）】

※農林水産省HPから

詳細は農林水産省のホームページをご覧ください。

目的	施策名
認定農業者等が農地取得から農業機械購入まで設備投資に広く対応できる特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化準備金制度《所得税・法人税》
農業者が利用する燃料に関する税制措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農業に使用する軽油引取税の免税《軽油引取税》 農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付《石油石炭税》 農林漁業用軽油の地球温暖化対策税の還付について
青色申告の特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の特例《所得税・法人税》
農地の保有に係る特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農地を保有している場合の固定資産税の特例《固定資産税》 農地保有に係る課税の強化・軽減《固定資産税》
農地の贈与・相続に係る特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 納税猶予制度《贈与税・相続税》
農地の取得に係る特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農地を取得した場合の登録免許税の特例《登録免許税》 農地を取得した場合の不動産取得税の特例《不動産取得税》
農地の譲渡に係る特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農地を譲渡した場合の特別控除《取得税・法人税》
農業者に対する事業税・事業所税の特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 農業に対する事業税・事業所税の非課税《事業税・事業所税》
農業の経営改善のための設備投資に係る特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 160万円以上の農業機械を取得した場合等の特例（中小企業投資促進税制）《所得税・法人税》 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の特例《所得税・法人税》 少額減額償却資産の取得価額の損金算入の特例《所得税・法人税》
その他農業経営の安定・発展を後押しする税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギー発電設備に係る特例《固定資産税》 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 みどり投資促進税制（農業者向け）《所得税・法人税》